第5回　流山市市民参加推進委員会　議事録（概要）

１　日　　時　　令和7年1月22日（水）午前10時00分～午前11時30分

２　場　　所　　流山市役所第1庁舎4階　第1委員会室

３　出席委員　　関谷委員長、齋藤副委員長、島澤委員、竹井委員、羽田野委員、井上委員

４　欠席委員　　無

５　傍聴人　　１名

６　事務局　　片平コミュニティ課長、松田課長補佐兼コミュニティ係長、
齋藤主任主事、内藤主事

７　議題
（１）令和4年度・令和5年度評価及び改善の取りまとめについて
（２）その他

８　概要
（１）令和4年度・令和5年度評価及び改善の取りまとめについて
・答申案について、前回の委員会及びメールにて各委員から意見収集した内容を受けて、事務局が修正した案を基として、最終確認を行った。
・答申については、いただいた意見を基に、委員長預かりとして副委員長、事務局と調整の上確定することとなった。
・確定した答申については、後日メールにて委員に共有することとなった。
（２）その他
・今回が2年間の委嘱期間で最後の委員会となるため、各委員及び事務局から最後の挨拶を述べた。

９　議事内容
委員長
　それでは、ただいまから流山市市民参加推進委員会を開催いたします。
　本日の出席者について報告します。出席者は全員で定足数に達しており、会議は成立しています。
　それでは、本日の議事進行について、事務局から説明をお願いします。

事務局
　まず、配付資料には、次第や答申案、令和4年度と令和5年度の評価シートがあります。本日は、前回の委員会を経て修正を行った答申案を完成させるために議論していただければと思います。

委員長

それでは、議題に入り、まずは「令和 4 年度・令和 5 年度の評価及び改善の取りまとめ」について、事務局から答申案の説明をお願いします。

事務局

前回の委員会の中で、A+の評価を受け模範的な事業としてあげられている優良事例以外にも、優良手法としてあげられる事例もあるのではないかと話があったことから、皆さまにご意見をお伺いしました。優良手法の事例のご意見もいただきましたが、その他では繰り返しの表現になる部分もあるのではないかという意見もいただきました。

そこで、正副委員長にご確認をいただいた上で、優良手法として特出しするのではなく、いただいたご意見の中から、これまで答申案に記載のなかったご意見を本文に含めることにより、それぞれの意見を答申案に反映いたしました。

その他、委員会の中でいただいたご意見についても修正を行っておりますので、そちらも含めて答申案について最後のご審議をよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、議題（1)「令和 4 年度・令和 5 年度評価及び改善の取り纏めについて」、答申案を基に御審議ください。

Ｄ委員

この資料を一読しましたが、非常に丁寧にまとめられていて、委員長をはじめ事務局の皆さんのご尽力を感じます。ただ、一点だけ気になった箇所があります。好みの問題かもしれませんが、1 ページ目の「はじめに」の部分、下から 2 行目に「実質的な」という表現がありますね。

市民参加について、形式的な達成は十分できていると感じています。ただ、ここに「実質的な」という言葉を使うなら、同じページの第 2 項の 4 行目に「より実質的に」という表現がありますし、また 3 ページ目の最後にも「より実質的に」という文言があります。この「より」という言葉を 1 ページ目の該当箇所にも加えたほうが、前後の文章との整合性が取れて、全体としてさらに充実した印象になるのではないかと思います。「皆さんがよく取り組まれていることを、さらに一層良くしていただける」というニュアンスが伝わる表現になるかなと思います。もし可能であればご検討いただければと思います。それ以外は非常に良く仕上げていただいており、大変ありがたく思っています。

委員長

ご指摘の趣旨は基本的にその通りかと思います。修正させていただきます。

Ｃ委員

1 点目は、「市民」と「市民等」の使い分けについてです。この 2 つの言葉が混在している点が気になりました。第 2 項では「市民等」で統一されているようですが、第 4 項では、「市民」や「市民等」が混在しています。どちらかに統一すべきだと思います。個人的には、「市民等」という表現を使わなくても良いのではないかと考えています。その理由として、市民参加条例のパンフレットには、市民参加の対象となる範囲が明確にイラスト付きで記載されており、範囲がすでに十分周知されていると感じるからです。とはいえ、「市民等」に様々な人が含まれることを明記するのは良いと思います。ただ、答申で「市

民」と「市民等」が混在している現状は、統一する必要があると考えます。

2 点目は、第 2 項の「方法の選択のあり方」における表現についてです。文章の中段で「条例上 2 つ以上の方法を実施する」という記述がありますが、この「2 つ以上」という表現が、読者に「2 つ選べば良い」と受け取られる可能性があります。以前の委員会で「2 つ以上」を「複数」と表現するよう変更した経緯があります。同じ意味ではあるものの、「2 つ」と書くと限定的に捉えられる懸念があるため、「複数」という表現に変更すべきだと考えます。

3 点目は、第 2 項の最後から 2 番目の段落に出てくる「政策提案制度」に関する記述です。この制度が少ない理由として、「計画や事業の枠組みがあらかじめ決まっていること」が挙げられていますが、主語と述語が合っていないと感じます。政策提案制度とは、市民が発案し、それを担当課が受けて事業化する仕組みです。しかし、この 2 年間で評価した事業の多くは、上位機関であらかじめ決まっていたものでした。そのため、「政策提案制度が少ない」ということと「事業の枠組みが決まっている」という理由には直接的な因果関係がないように思えます。むしろ、市民からの提案が少ないことや、提案が事業化に結びつきにくいことが関係しているのではないでしょうか。この文章は少し違和感があるので、修正が必要だと思います。

最後に、第 3 項の意見聴取の記述に関する指摘です。文章の最後に「意見聴取などはスケジュール的な余裕を持ち、いただいた意見については PDCA サイクルを回していく」という表現がありますが、ここにも違和感があります。本来、PDCA サイクルとは事業そのものを計画・実行し、評価して改善していく流れを指します。意見を出す市民側は「チェック」に該当し、対応は行政側の「アクション」にあたります。意見に対して PDCA を回す、という表現では、全体のプロセスを正確に反映していないように思います。行政が意見を受け取った後に適切なアクションを取ることが大切であり、表現を再考するべきではないかと感じました。以上です。

委員長

先ほどいただいたご意見の一つ目は、「市民等」という文言の使い方についてです。これに関して他の委員の方のご意見を伺いたいと思います。「市民等」という言葉は住民に限らず、事業者や関係団体、本市で働く方や通学している方も含めた広義の意味で使われることが一般的です。条例や運用上もその前提があるため、特に使い分ける必要はないのではないかというご意見でした。

Ｂ委員

前期の委員会で市民参加の対象がわかりやすく伝わるようなパンフレットを作成しました。ただ、今回、交通に関する事業の説明において、「主に市民にしか説明していないのでは」という意見があったようで、市民等の話が議題に上がったのかなという印象を持っています。私個人としては、用語の混在があるなら、どちらかに統一した方がいいのではないかと感じます。

Ｄ委員

「市民等」とした方が理解しやすいと思います。現状のままで問題ないかもしれませんが、再検討する余地があるかもしれませんね。

委員長

「市民等」という言葉が使われるようになった背景には、「企業や通勤・通学者が市民に含まれないの

ではないか」という意見が以前あったことがあります。これを受けて、「市民等」という言葉を用い、幅広い人々を巻き込むという意図で一般的に定着してきました。このような背景を踏まえれば、両者の使い分けが必要でないのであれば、統一するのも一案です。他にご意見はありますでしょうか。

副委員長

今の議論についてですが、「市民」や「市民等」という言葉の定義が何なのかを明確にしないと、読み手にとって混乱が生じると思います。市民参加条例の中で「市民」という言葉がどう定義されているのかを意識して、議論していただいているように思います。確かに、読み手が「市民」という言葉に直面したとき、さまざまな捉え方をされる可能性があります。

この場で議論しているように、同様の疑問が読み手の中でも生じると思うので、重要なのは「市民」とは何かをきちんと明記することだと考えます。それが明確になることで、「市民」という言葉と「市民等」という言葉が混在することを避けられるのではないでしょうか。

特に、市民参加条例で指す「市民」が具体的に何を意味するのか、事前にわかりやすく示しておくべきだと思います。「市民参加条例」と言われても、具体的な内容を覚えていない人も多いと思います。したがって、読み手が知らない可能性を前提にして、「市民」と「市民等」という言葉を適切に定義することで、混乱を防ぐことができると感じます。結果として、用語の混在も回避できるのではないでしょうか。

委員長

根拠条例を確認すると、「市民」や「市民等」の定義は、市民参加条例ではなく、自治基本条例に規定されています。その定義によれば、「市民」とは本市の住民基本台帳に記録されている人を指し、「市民等」はさらに範囲を広げて、市民に加え、市内で働く者、就学する者、自治会や NPO、事業者なども含むとされています。

市民参加条例は第 1 条で「流山市自治基本条例第 16 条の規定に基づくもの」とされており、市民等の市政への参加手続やその他必要な事項を定めたものです。つまり、市民参加条例の適用範囲は「市民等」であるということになります。

Ａ委員

最初の一歩として、この委員会の意義を明確にする必要があります。この委員会は市民参加推進条例に基づき設置されていて、その根拠となるのは自治基本条例第 16 条です。職員向けの内部資料であれば、これらの前提は特に説明せずとも理解されるべきですが、今回の答申は市役所のホームページで一般公開されます。これらの背景を知らない市民の方が圧倒的に多いと思います。

そのため、答申の冒頭で、この委員会がどの条例に基づいて設置されているか、またその大本である自治基本条例について説明を加えるのが分かりやすいのではないでしょうか。たとえば、自治基本条例の第 3 条で「市民」や「市民等」がどのように定義されているかを明示し、それに基づいて答申が作成されている旨を記載する形です。

ただし、これが必要かどうかについては賛否が分かれる可能性があります。もし説明を加える場合、文章中で詳述する以外にも、解釈例規のように米印を用いて小さな注釈として解説を加える方法もあります。いずれにしても、市民にとって分かりやすい形を考えるべきだと思います。

委員長
　考え方としては、すべての表記を「市民等」で統一するという方法が 1 つあります。それとは別に、先ほどのご提案のように根拠を含めた説明を追加する方法も考えられます。その際、本文に直接記載するか、脚注や米印の注釈として補足する形が考えられます。
　たとえば、自治基本条例上では「市民等」がどのように規定されているかを示し、それを前提として市民参加条例が策定・運用されている旨を簡潔に説明するのも一案だと思います。

Ａ委員
　条文などでは、市民の定義を冒頭に記載し、その後に括弧書きで「以下、本答申では〇〇とする」といった表現を用いることがあります。これは法律文書でよく使われる手法ですが、この形を採用するのもありだと思います。

Ｃ委員
　市長からの諮問に対して、答申をまとめています。確かに、市民向けにホームページで公開している内容でもありますが、市長に対して、市民はこうで、市民等はこうですよということが本当に必要なのかと感じます。

Ｂ委員
　私も同じ意見です。市民参加条例にも「市民」や「市民等」の説明がありますし、そこを参考にできると思います。

委員長
　形としては、市長に対して答申することがまず一つです。次に、この内容を職員にも見てもらうことを想定しています。市長が理解していても職員が理解していない場合もあります。今回の評価を通じて、職員が「市民等」という言葉を明確に認識していただくようにすることが重要です。そうしたポイントを文章に盛り込むべきだと思いますが、その内容について具体的に考える必要があります。

Ｃ委員
　皆さんは、こちらのパンフレットを見たことがありますか。小学生にも分かるように、ルビを振って説明されています。こうした工夫が参考になると思います。

副委員長
　市長に提出する文書でありながら、一方で、職員や市民も目にする内容という面もあります。ただ、大々的に「条例とは」という方向に寄せすぎると、市長に「そんなことは分かっている」と思われかねず、失礼に当たる可能性もあります。一方、現状のままだと職員の中で「市民等とは何か？」という疑問が生じる恐れがあります。我々の議論の結果を踏まえて、適切に示す必要があります。事務局には、大々的すぎず、職員にも「市民等」の定義が伝わる文書を考えていただきたいと思います。

Ｄ委員
　この件について、答申や文書に細かい注釈をつけすぎるのは避けるべきだと思います。「市民参加＝

住民参加」と誤解されないよう配慮するのは大切ですが、あまりに細かい説明を入れると逆に混乱を招く可能性があります。全体的な考え方が変わるような大きな誤解を避けるためには、必要最低限の補足で十分ではないでしょうか。この文書自体は、大きな誤解を生む内容ではないと思います。

副委員長

おっしゃるとおり、誤解はしないと思います。ただ、市民等という言葉の定義をもっと深める必要があるという議論をしていると思います。この内容を読んでも、多くの方は大きく外れた解釈をしないと思いますが、ぼんやりしている印象は否めません。一部では住民のことを指しているとも受け取れるし、それは間違いではないです。また、事業者を含むと考える人もいるかもしれませんが、それも間違いではないと思います。ただ、住民だけを指すのか、事業者も含むのか、市民等という場合にどこまで含むのかをしっかり議論し、理解を深めることが必要だと思います。最終的には、そのさじ加減が重要になるのではないでしょうか。

Ｄ委員

ここに書かれている内容を読むと、要するに、市民等という言葉と住民という言葉を混同してはいけないというのがポイントだと思います。市民等の中には、住民に加えて流山市で事業を行う人や通勤通学する人も含まれるということでしょう。

米印の注記を入れること自体には、反対するつもりはありません。ただし、どこまで根拠を入れるべきかという問題もあると思います。

Ｃ委員

私のコメントの趣旨は、この文書の中で「市民」という表記が 4 か所、「市民等」という表記が 5 か所あって、これが混在していることが誤解を招く原因だということです。問題提起としては、市民と市民等が使い分けられていることがわかりにくく、どちらかに統一すべきだと考えます。統一されていれば、市民や市民等がどう定義されるのかが理解できるようになりますが、現在のように混在していると、「ここに書いてある市民と市民等は違う人を指しているのか」と誤解されてしまいます。だからこそ、統一するべきです。そうしないと混乱を招くと思います。

事務局

ご説明いたします。この答申案ですが、前回の議論を受けて「市民等」で統一する形にしていました。ただ、今回の追加部分について、「市民等」という表記が抜けていた箇所があるようです。恐らく、この内容に基づいても「市民等」という定義に統一するのが適切かと思います。まず、「市民等」とするのか「市民」とするのかをはっきりさせて、統一する方針で進めたいと思います。今回の件は事務局側のミスだと認識しておりますので、修正させていただきます。

委員長

表現を統一することはご確認いただきました。次に、第 2 項の「市民等」という言葉には住民だけではなく、企業や在勤・在学・通勤・通学者も含まれるということを、市長はもちろんですが、職員の方々もどれだけ認識しているかを改めて促す必要があるという趣旨を盛り込むべきかどうかについて、現状の文書のままで良いのか、あるいは何か加筆・修正の必要があるのか、ご意見をいただければと思いま

す。用語が統一されていれば、この書きぶりでよろしいでしょうか。

≪異議なし≫

委員長

次に、条例上「複数の方法を実施する必要がある」という記述についてです。現在の市民参加条例では「複数の」とされていますので、文言を条例に合わせて「複数の方法」に変更するということでよろしいでしょうか。この点についても特に異論がなければ、その形で進めたいと思います。

≪異議なし≫

委員長

3 つ目の「政策提案制度などの方法が少ない」という段落についてですが、これに関しては、「内容がつながらない」「分けた方が良いのでは」という意見をいただきました。確かに、計画や事業の枠組みがあらかじめ決まっている場合が多いという現状があります。そのため、枠組みを超えた意見を積極的に取り入れる動きが少ない実情があります。この文言を記述した意図は、計画事業の枠組みを超える意見を積極的に受け入れる必要があるという趣旨に基づいていますが、政策提案制度が少ない理由は枠組みの問題だけではないというＣ委員の指摘も確かにその通りだと思います。

そこで、この段落の記述を「計画や事業の枠組みがあらかじめ決まっているため、枠組みを超えた意見を積極的に受け入れない傾向があるが、政策提案制度を活用し、幅広い意見を募ることで課題設定を多角的に行うこと」といった形に修正する案を考えています。政策提案制度は事業提案を受けるだけではなく、行政が設定する課題とは異なる新しい課題を提起する趣旨も含まれていますので、そのような幅広い意見を受け入れる仕組みを作る必要があるという趣旨で記述を再整理するのはいかがでしょうか。この修正案について、他の委員の皆さんからのご意見をいただければと思います。

Ｃ委員

今回の答申は、令和 4 年と 5 年に終了した事業が対象で、令和 4 年が 8 事業、令和 5 年が 14 事業で、合計 22 の事業を評価して答申しています。今回評価した事業は、すでに計画や事業の枠組みが決まっていたものであったということを踏まえて、委員長が言われたように、さまざまな意見を求めるという点や、育ちが違う政策提案制度の活用について、推奨したらどうかという点を文面に盛り込んでまとめればいいと思います。

委員長

先ほどお話ししたように、政策提案制度の部分を後ろに回して、まずは今年度や前年度の評価に関する内容を前面に出し、そこで見られた傾向を伝え、意見を求める流れにしたいと思います。そのためには、他の手法を取り入れて活用することが必要だという点も触れたいですね。このような形で修正を加えたいと思います。

次に、2 ページにある PDCA サイクルについてですが、確かにその意見に対する PDCA だけではなく、事業全体の広報サイクルとして回していくことが重要です。そのサイクルの中で意見を収集し、フィードバックしていくというプロセスを組み込むことが大事なので、そこは修正した方がいいと思います。

Ｃ委員

第４項の「情報提供のあり方について」ですが、情報提供の方法を考えると、最初にメディア、つまりどの媒体で情報を提供するかが重要です。次に、その情報をどこで提供するか、つまり場所の話があります。関係者が見やすい場所に情報を置くべきだということですね。3 つ目は、情報の書き方や内容について触れていて、よいまとめ方になっていると思いました。さらに、情報提供をする場合、どんな媒体を使うか、どこでそれを見せるか、そして内容がわかりやすいか、という 3 つの観点がポイントである旨を整理して、一文載せられれば、さらにわかりやすくなるのではないかと感じました。

委員長

情報提供のあり方のポイントを読者にわかりやすく伝えるということについて、今、Ｃ委員が指摘していただいた通りです。媒体、場所、手法、そして共有も大事なポイントになりますので、その辺りを意識した書き方を工夫する必要があると思います。キーワードを意識した表現を取り入れることや、小見出しをつけることで、さらに伝わりやすくできると思います。もし文章が長くなる場合は、キーワードを冒頭に書いてから詳細を述べるといった方法も有効かもしれません。表現方法に関しては工夫できる部分があるので、そこは調整させていただきます。もし気になる点があれば、ぜひ指摘してください。

Ｃ委員

答申とは直接関係ないのですが、先ほど議論した、計画や事業の枠組みがあらかじめ決まっているもの、例えば上位計画から来ているものや何かの計画の第 2 次案のようなものもあるし、もう一つは、ホームページに市民参加が対象外になった事業が載っています。

ホームページでは、年度ごとに 4 月と 10 月に、市民参加を実施しない事業が理由と共に公表されています。その理由が市民参加条例第 5 条第 2 項に記載されていて、軽微なもの、簡単なもの、緊急を要するものなど、いくつかの理由があります。例えば、手数料の変更や、保育料を安くする事業などです。

また、今回で言えば、グリーンバスの値上げや保育園の廃止のような、市民に話を聞いても、決まっているものは何を言っても全部ノーコメントになっているような事業がありました。

そのような事業と最初から対象外にするという事業があり、自分なりに考えていました。

市民参加の対象を判断するのは、コミュニティ課が判断するのでしょうか。

事務局

コミュニティ課では判断しません。担当課で判断をしています。

副委員長

今のご指摘についてですが、市民参加を実施しない事業の中にも、実は市民参加をした方が良い事業があるのではないかというお話なのでしょうか。

Ｃ委員

第 5 条 2 項では、3 つの理由が示されていますが、その中でも軽易なものや緊急に行うべきもの、そして法定の基準が決まっているものに関しては、市民参加が不要となります。こうしたものに混じって、変なものが入ってしまう可能性がないかは少し心配しています。

委員長
　ちなみに、庁内の運用では担当課が判断しているということですが、その判断が妥当かどうかをチェックするプロセスはあるのでしょうか。

事務局
　そのようなプロセスはありません。市民参加条例や規則、趣旨を説明し、担当課が判断することになっています。

委員長
　もし、市民参加の除外としてしまうと問題になるのではないかという指摘があるとすれば、今回でいうとこの委員会がその場になるのでしょうか。

事務局
　はい、市民参加を実施しない事業について何か提言をするのであれば、この委員会になるかと思います。

委員長
　これまでの運用の中では、対象にした方がというよりは、対象にしない方がいいのではないかという意見も、ここ 2 年でいくつか見受けられました。今後の運用でもそういった問題が出てくるかもしれませんので、その際に指摘できるプロセスがあるということを確認しておくことは非常に重要だと思います。そういった点については共有しておいて、他にご意見があればお願いします。

副委員長
　正直言うと、答申ではありませんが、個人的には、せっかく 2 年間取り組んできたので、もう少し市民参加を推進する仕組みがあればいいのではないかと感じています。委員会内でも、もう少し市民参加を促進する方法について考えていくべきだと思います。事業シートを読んでいくと、市民参加の啓発の難しさを痛感することが多くて、市民参加を進めるための効果的な仕組みを作る必要性を感じています。それと、市民等とは何かという基本的なところが、ちゃんと伝わっているのかも疑問に思います。この委員会でその点について考えるべきなのか、それとも別の場所で議論すべきか、少し悩むところです。ただ、この答申には市民等についての文言が反映されていますので、それとは別に、我々として発信すべきことがもっとあるのではないかと感じています。

委員長
　色々な場所で異なる形の提案が出てくると思いますが、まずは答申を確認していきたいと思います。今日は今年度最後の委員会ですので、一人一人にこの 2 年間を振り返っていただき、一言いただければと思います。その際に、今後の委員会や制度の在り方について、こうした方がいいという意見があれば、ぜひ提案していただけるとありがたいです。
　まずその前に、この答申案を最終的に確認し、修正を加えた上でまとめていきたいと思います。
　もし他に意見がなければ、今日確認した内容を修正し、答申としてまとめる方向で進めていきます。

委員長預かりとして副委員長、事務局と調整の上決定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

≪異議なし≫

委員長

以上で「(1) 令和 4 年度・令和 5 年度評価及び改善の取り纏めについて」の議題を終わりにします。

次に「(2) その他」について、事務局の説明をお願いします。

事務局

答申については、最終的な校正をした後にメールにて送付します。

最後に、今回が 2 年間の委嘱期間で最後の委員会となりますので、委員の皆様からお言葉を頂ければと思います。

≪各委員及び事務局から最後の挨拶≫

委員長

以上で、令和 5 年度及び令和 6 年度の市民参加推進委員会を終わりにします。

皆様お疲れ様でした。

［閉会　11 時 30 分］